

◎新潟県告示第407号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり高根川沿岸地区頭首工管理規程の変更を認可した。

令和8年5月15日

新潟県村上地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称
村上市山辺里240番地2
三面川沿岸土地改良区
- 2 認可年月日
令和8年4月24日
- 3 認可した管理規程の概要
第1章 総則
第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
第3章 点検及び整備に関する事項
第4章 緊急事態における措置に関する事項
第5章 雑則